8-3

日本型象徴天皇制の確立
―日本国憲法制定過程における「象徴」の系譜から―

日大総研大学院（院）　○岡崎　匡史
日大生産工　　　森山　茂

1. はじめに

我が国は日本国憲法第1条に規定されているように、「象徴天皇制」を採っている。

日本国憲法制定過程における「象徴」に与えた思想的背景は様々な系譜があるが、その系譜の一つである憲法制定に関わったGHQの民政局（Government Section, GS）に焦点をあてる。「天皇条項」を執筆した民政局の職員リチャード・A・プール海軍少尉とジョージ・A・ネルソン海軍少尉は、ウォルター・バジョットの『英国憲法』や、イギリスの「ウェストミンスター憲章」を参考にして、日本国憲法に応用したと証言している。

本発表では、日本国憲法制定過程からイギリスと日本の「象徴」を比較し、日本国憲法の「象徴」とイギリスの「象徴」は「差異」があることを指摘し、日本独自の形態である「日本型象徴天皇制」について論じる。

2. 「象徴」とは

・「本来かかわりのない二つのもの（具体的なものと抽象的なもの）を何らかの類似性をもとに関連づける作用」註1)

・「象徴」と「代表」の違い
「象徴と象徴されるものとの關係は、異質的なるものの相互の間に成り立つ關係であるが、これに反して代表と代表されるものとの關係は、同質的なるものの相互の間に成り立つ關係である」註2)

↓

「象徴」には「異質」なものの存在を前提
代表＝「同質」存在
象徴＝「異質」存在

3. マッカーサー・ノート

The Emperor is at the <u>head</u> of the State.
His Succession is dynastic.
His duties and powers will be exercised in accordance with the Constitution and responsible to the basic will of the people as provided therein. 註3)

↓

第一次憲法試案「日本国は世襲によって継承される一系の天皇がこれを君臨する」註4)

・GHQの基本的な考え
「象徴」という意味を「国民の間の思想、希望、理念が融合して一体化するための核、あるいは尊敬の中心」と認識。註5)

4. 民政局憲法起草委員会

・リチャード・A・プール海軍少尉の認識

イギリス連邦結成を定めた1931年の「ウェストミンスター憲章」（Statute of Westminster）における前文を参考にする。註6)

「クラウンは、イギリス連合（コモンウェルス）所属国の自由な連合の象徴であり、連合所属国は、クラウンに対する共通の忠誠によって結合されている」（The Crown is the symbol of the free association of the members of the British Commonwealth of Nations, and as they are united by a common allegiance to the Crown.）註7)

The Emperor as a “Symbol” of Japan
—Trace the “Symbol” of Japanese Constitution 1946—

Masafumi OKAZAKI and Shigeru MORIYAMA

・ジョージ・A・ネルソン海軍少尉の認識

「イギリスの著名な憲法学者、ウォルター・バジョットの『英国憲法』（1867年）の一節を思い出して」、象徴という言葉を日本国憲法第1条に使用したと証言。註8)

↓

GHQ民政局では、イギリスを手本にして日本国憲法の「象徴」に応用した。

5. バジョット『英国憲法』（*The English Constitution*）

「君主は威厳をもった地位にすわっているが、その効用は測りしれないものがある。現在イギリスにおいて、女王が存在しなければ、政府は瓦解し、消滅するであろう」「国民は党派をつくって対立しているが、君主はそれを超越している。君主は表面上、政務と無関係である。そしてこのために敵意をもたれたり、神聖さをけがされたりすることがなく、神秘性を保つことができるのである。またこのために君主は相争う党派を融合させることができ、教養が不足しているためにまだ象徴を必要とする者に対しては、目に見える統合の象徴（visible symbol of unity）となることができるのである」註9)

↓

「象徴の四要素」

1．国民統合としての存在
2．不偏不党
3．神秘性
4．目に見える存在

6. イギリス型象徴制と日本型象徴制

・「象徴の四要素」における日英の相違点

↓

<u>神秘性</u>

天皇の「神秘性」とは何か？

↓

祭祀

↓

「異質」存在

・和歌森太郎の天皇認識（異質存在）
「私ども人民一般とは異質のものでなくてはならない。そうでなくては、日本国の象徴たりえない」「日本の国の形成期にあらわれたときから、独特な神性をそなえていたという意味においては、一般のさまざまな階級とは違った、異質の世界に位置づけられた」註10)

7. まとめ

今上天皇は、「日本国憲法は、天皇は国と国民の統合の象徴であると明文化しています。だから、憲法で与えられた国事行為以外にも、天皇の象徴として演じる役割があるのです」と述べられている。註11)

イギリスと日本の「象徴」の違いは、日本独自の天皇の「祭祀」に見いだせ、古代から連なる「歴史性」を鑑みると、日本の「象徴」はより重く、この形態は「日本型象徴天皇制」と名付けることができる。

「参考文献」

1) 新村出編「広辞苑 第六版」岩波書店，（2008），p.1388.
2) 恒藤恭「新憲法と民主主義」岩波書店，（1947），p.11.
3) Supreme Commander for the Allied Powers (SCAP). *Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948. Vol.1*. Washington DC, U.S. Government Printing Office, (1949), p.102.
4) 高柳賢三，大友一郎，田中英夫編「日本国憲法制定の過程 II 解説―連合国総司令部側の記録による―」有斐閣，（1972），p.119.
5) 同上，p.132.
6) 鈴木昭典「日本国憲法を生んだ密室の九日間」創元社，（1995），p.118.
7) 同上。
8) 西修「日本国憲法を考える」文藝春秋，（1999），p.63-64.
9) Bagehot, Walter. *The English Constitution*. New York, Garland Publishing, (1978), p.33, 45. バジョット「イギリス憲政論」小松春雄訳、辻清明編集「世界の名著 72 バジョット・ラスキ・マッキーヴァー」中央公論新社，（1980），p.91, 100.
10）和歌森太郎「天皇制の歴史心理」弘文堂，（1973），p.203, 209.
11）西修「日本国憲法を考える」，p.73. 1988（昭和63）年9月、在日米軍記者団の質問に対する今上天皇の回答。